

15. 東北学院大学情報学部履修細則

2023年度以降入学生適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学（以下「学則」という。）第21条及び東北学院大学履修規程（以下「履修規程」という。）第13条の規定に基づき、情報学部に入学生から適用する履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

(卒業要件)

第2条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる科目区分の単位数についてその全てを修得しなければならない。

区 分		単位数		
TG ベーシック	人間的基礎	10	22	34
	知的基礎	6		
	課題探究	6		
共通教養科目	人文系	4	12	
	社会系	4		
	自然系	4		
外国語科目第1類		4		4
専門基盤科目	演習 必修科目	10		34
	数理 必修科目	2		
	情報 必修科目	10		
	社会 必修科目	6		
	上記必修科目以外	6		
専門科目 * 1				34
教養教育科目 外国語科目第2類・第3類（「ベーシック英語」を除く） 保健体育科目 留学科目（4単位まで） 専門基盤科目・専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目		18		18
合 計		124		

* 1 専門科目（数理）または専門科目（情報）の少なくとも一方から6単位以上を修得する必要がある。

(編入学生及び転学部・転学科学生の履修)

第3条 編入学生の履修については、編入学年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

2 履修規程第8条の規定にかかわらず、編入学生、転学部・転学科学生及び再入学生は、必要な指導を経たうえで、入学年次に46単位まで履修登録することができる。

3 編入学及び転学部・転学科前の大学等で修得した単位については、別表に定める編入学生及び転学部・転学科学生単位認定基準に基づいて認定する。

(新入生の既修得単位の認定)

第4条 新入生の既修得単位の認定については、学則第24条の4に定めるとおりとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第5条 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3の規定に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定により修得した単位は、前条及び学則第24条の5の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(事 務)

第6条 この規程に関する事務は、学務部教教務課において処理する。

(改 廃)

第7条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。

別表 編入学生及び転学部・転学科単位認定基準（第3条第3項関係）

包括62単位

科 目			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位
教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	10	8	2
		知的基礎	6	6	0
		課題探究	6	4	2
	共通教養科目		12	12	0
外国語科目	第 1 類		4	4	0
専門基盤科目	演習		10	2	8
	数理		2	2	0
	情報		10	10	0
	社会		6	6	0
			6	0	6
専門科目			34	0	34
教養教育科目 外国語科目第 2 類・第 3 類（「ベーシック英語」を除く） 保健体育科目 留学科目（4 単位まで） 専門基盤科目・専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学 開講科目			18	8	10
合 計			124	62	62